

令和5年度の年金額改定について

令和5年度の年金額が、法律の規定により、新規裁定者（67歳以下の方）は前年度から2.2%の引き上げ、既裁定者（68歳以上の方）は前年度から1.9%の引き上げとなります。

○令和5年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和4年度（月額）	令和5年度（月額）
国民年金※1 （老齢基礎年金（満額）：1人分）	64,816円	66,250円 （+1,434円）
厚生年金※2 （夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額）	219,593円	224,482円 （+4,889円）

※1 令和5年度の既裁定者（68歳以上の方）の老齢基礎年金（満額1人分）は、月額66,050円（対前年度比+1,234円）です。

※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与を含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

国保病院のお医者さん

当院は新型コロナウイルス感染症の重点医療機関です

木古内町国民健康保険病院 院長 吉田 優一

ご存じない人もおられるかと思いますが隠す必要もないのでお知らせしますと当院は新型コロナウイルス感染症（以後コロナに略します）の「重点医療機関」です。2020年11月6日に最初の患者さんをお引き受けして現在（2023年2月9日段階）まで177人の患者さんを入院患者さんとして治療してきました。入院患者さんは渡島地方の方がほとんどであり、鹿部町や森町の方もお引き受けしてきました。函館市内も含めて当初はコロナ専用病床が少なかったため開設当初は函館在住の方が多く、なぜわざわざこんなところまで・・・と患者さんから文句を言われることもありましたが、休日や急な夜遅くの保健所からの入院相談を断ることなく受け入れた病院は少なかったのです。発熱外来への受診希望の外来患者さんも木古内町民に限らず押し寄せ、特に休みの続く時期になると診療している医療機関が少なくなるので発熱患者さんでドライブスルー外来（屋外で車に乗ったまま診療やPCR検査を実施する外来形態のこと）は大変なことになっていました。通常の救急患者さんの対応も行いながらの上乗せされた業務なのでお手伝いとして休日返上で対応に当たらなければいけな

い職員もいました。

3回目の年明けを迎え、ようやく「5類」との格付けに変更になり、当院のコロナ病床ももはや継続する社会的責任はなくなります。これまで当院の病棟継続に協力してくれた職員の皆さんには感謝しかありません。世間は「ウィズコロナ」でしたが、病院ではそれは許されません。一人の感染がクラスターとなり、当院のような規模の病院でそれが起きれば病院自体の機能が維持できなくなるからです。そのために職員全員に例外なく厳しい感染対策を強いてきた経緯があります。巷では「コロナ差別」と言われた根拠のない差別や偏見で家族の学校や職場で嫌な思いをしたり日常を制限せざるを得ない職員も多くいました。ようやくそれが形だけとは言え終わりを迎えることは喜ばしいことです。

ただ当然のことですがコロナという病気がなくなるわけではありません。5類になってやさしいカゼになるわけでもありません。ある特定の方には致命傷を与えるだけの勢いを持つ病気であることには変わりはないので、国の誘導そのもので申し訳ないですがワクチン接種は前向きに考えて頂きたいものです。